

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 6 年 2 月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和 6 年 2 月 19 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 6 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和 5 年度大阪府一般会計補正予算（第 6 号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和 5 年度大阪府一般会計補正予算（第 7 号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 大阪府 G I G A スクール構想加速化基金条例制定の件
- 2 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等一部改正の件
- 3 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 4 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件
- 5 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 6 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件
- 7 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件
- 8 大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例一部改正の件
- 9 大阪府立学校条例一部改正の件
- 10 職員の懲戒に関する条例一部改正の件
- 11 府費負担教職員定数条例一部改正の件

- 12 大阪府文化財保護条例一部改正の件
- 13 職員の管理職手当の特例に関する条例廃止の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和6年度 教育庁予算（案）の主な事業

一般会計	令和6年度当初予算額	5,646億4,115万5千円
	令和5年度当初予算額	5,444億5,000万円
	令和5年度最終予算額	5,409億1,604万5千円
	前年比 R6当初/R5当初	103.7%

第2次教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	備考	
【基本方針1】 確かな学力の定着と学びの深化	① 小学生新学カテスト事業費	329,954		
	② 中学生学びチャレンジ事業費	376,257		
	③ 市町村立学校スマートスクール推進事業費	50,325		
	④ 府立学校スマートスクール推進事業費	2,817,413		
	⑤ GIGAスクール構想加速化基金事業費	新規	1,624,738	1-9ページ 主要事業5
	⑥ おおさかグローバル人材育成事業費(高校DX加速化推進)	新規	490,000	
	⑦ 英語教育推進事業費		201,372	
	⑧ グローバルリーダーズハイスクール支援事業費		26,072	
	⑨ 府立高等学校再編整備事業費	一部新	295,785	
	⑩ 工業系高等学校新校整備事業費		303,867	
	⑪ 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費		49,556	
	⑫ 障がいのある生徒の高校生活支援事業費		131,223	
	⑬ 小中学校における日本語指導推進事業費	拡充	48,577	
	⑭ 府立学校入学者選抜・採点業務デジタル化事業費		38,766	
	⑮ 府立高等学校再編整備事業費(ステップスクール)		30,142	
	⑯ 府立高等学校再編整備事業費(学びの多様化学校)	新規	3,000	1-5ページ 主要事業1
	⑰ 2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業費		110,304	
	⑱ 不登校等対策支援事業費	拡充	178,753	1-5ページ 主要事業1
【基本方針2】 豊かな心と健やかな体の育成	① いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費	99,285	1-5ページ 主要事業1	
	② 課題を抱える生徒フォローアップ事業費	拡充	56,767	1-5ページ 主要事業1
	③ ヤングケアラー支援体制強化事業費		74,223	
	④ スクールカウンセラー配置事業費	拡充	604,824	1-5ページ 主要事業1
	⑤ スクールソーシャルワーカー配置事業費		74,863	1-5ページ 主要事業1
	⑥ 教育総合相談事業費		24,233	
	⑦ SNS活用相談体制整備事業費		30,772	
	⑧ 競技力向上対策事業費補助金		18,255	
	⑨ 学校給食実施費		1,560,524	
	⑩ 地域クラブ活動体制整備等事業費		124,805	
【基本方針3】 将来をみずえた自主性・自立性の育成	① 教育庁ハートフルオフィス推進事業費	48,472		
	② 部活動指導員等配置事業費	135,077		
【基本方針4】 多様な主体との協働	① 教育コミュニティづくり推進事業費	58,084		
	※【基本方針2】の②～⑤の事業も【基本方針4】に該当(再掲)	810,677		

第2次教育振興基本計画項目	主な事業		予算額(千円)	備考
【基本方針5】 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり	① 教職員採用選考費		20,620	
	② 教職員資質向上方策推進事業費		56,058	
	③ 校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)		237,830	
	④ 府立学校教育ICT化推進事業費		1,687,771	
	※【基本方針2】の⑩、【基本方針3】の②の事業も【基本方針5】に該当(再掲)		259,882	
【基本方針6】 学びを支える環境整備	① 就学支援金関連事業費		38,908,045	
	② 公立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費含む)	新規	657,643	1-7ページ 主要事業3
	③ 知的障がい支援学校新校整備事業費	一部新	537,655	1-6ページ 主要事業2
	④ 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費		63,034	
	⑤ 医療的ケア通学支援事業費		608,793	
	⑥ 府立学校老朽化対策費		562,131	
	⑦ 府立学校施設・設備改修費		774,532	
	⑧ 府立学校施設設備緊急改修事業費		488,588	
	⑨ 府立学校施設長寿命化整備事業費		5,608,110	
	⑩ 府立学校体育館空調設備整備費		724,181	
	⑪ 高等学校教育環境改善事業費		914,292	
	⑫ スクールサポートスタッフ配置事業費		149,853	
	⑬ 大阪府育英会助成費		595,313	
	⑭ 学習環境改善事業費(府立学校トイレ改修)		318,750	
	⑮ 大阪教育ゆめ基金積立金	拡充	567,247	1-8ページ 主要事業4
【基本方針7】 私立学校の振興	① 私立高等学校等振興助成費		38,697,652	
	② 私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等含む)	拡充	22,222,531	1-7ページ 主要事業3 1-8ページ 主要事業4
	③ 私立幼稚園振興助成費		7,672,065	
	④ 施設型給付費等負担金		10,842,924	
	⑤ 子育て支援施設等利用給付費負担金		2,423,455	
	⑥ 私立専門学校授業料等減免事業費	拡充	5,564,789	

私立学校に関する事業であるため意見聴取の対象外

不登校児童・生徒への包括的な支援の充実 【知事重点事業】

事業目的

不登校となる時期が低年齢化していることから、小学校段階からの継続した、包括的な取組みを行い、新規不登校者の減少と不登校の児童生徒の学びの継続をめざす。

当初予算額

1,017,492千円（前年度 860,210 千円）

事業内容

① 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり

- 安全安心で、楽しく通うことのできる魅力ある学校づくり

(1)いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費【予算額：99,285千円】《継続》

・学校におけるいじめや児童虐待等への対応及び未然防止に向けて市町村の支援体制を構築。

- チーム学校による早期対応

(2)スクールカウンセラー配置事業費（小中学校）【予算額：604,824千円】《拡充》

・政令市をのぞく府内すべての中学校区への配置を継続。

・さらに小学校での活動時間を拡充し、スクールカウンセラーを全小学校に年12回配置。《拡充》

(3)スクールソーシャルワーカー配置事業費【予算額：74,863千円】《継続》

・学校と福祉を繋ぐ専門家としてSSWを各中学校区へ配置できるよう市町村へ補助。

(4)課題を抱える生徒フォローアップ事業費【予算額《56,767千円】《拡充》

・不登校をはじめとする様々な課題を抱える生徒が在籍する府立高校において、スクールカウンセラー等の専門人材の活用により、生徒の課題を早期に発見し、適切な支援につなぐためのチーム学校の支援体制を強化。

（不登校生徒が多数在籍する府立高校に、週1回スクールカウンセラーを配置。）《拡充》

② すべての子どもが学びへアクセスできる環境整備

- これまでの取組みの充実（小中学校）

(5)不登校等対策支援事業費【予算額：178,753千円】《拡充》

・府が配置する校内教育支援員の配置校を101校→108校に拡充。《拡充》

- 新たな学びに向けた検討（府立高校）

(6)府立高等学校再編整備事業費（学びの多様化学校）【予算額：3,000千円】《新規》

・府立高校における学びの多様化学校の設置に向け、ニーズの把握・分析及び柔軟な学びを支える教育内容、教育システム等について調査研究。《新規》

新規不登校者の減少と不登校の児童生徒の学びの継続をめざす

知的障がい支援学校新校整備事業費<<一部新規>> [知事重点事業]

[事業目的]

知的障がい支援学校の教育環境を確保し、国の「特別支援学校設置基準」に定められた校舎面積基準、学級編制基準への不適合を令和 14 年度までに解消できるよう、在籍者数の増加が見込まれる地域を優先し、新たな支援学校の整備等を行う。

[当初予算額] 537,655 千円

[事業内容]

(1) 生野支援学校の移転併設整備 (241,631 千円)

府立生野支援学校の府立大阪わかば高校敷地内への移転（併設）について、今年度を実施した基本設計の成果を踏まえ、引き続き、実施設計を進める。（令和 9 年度開校予定）

(2) 豊能地域新校整備 (89,811 千円)

府立豊中支援学校の対策として、「豊中市立第七中学校」の施設等を活用した新校整備の基本設計を行う。（令和 10 年度開校予定）

(3) 大阪市北東部新校整備 (142,100 千円)

府立思斉支援学校の対策として、「府立茨田高等学校」の施設等を活用した新校整備の基本設計を行う。（令和 10 年度開校予定）

(4) 交野支援学校四條畷校本校化(小学部設置)整備 (64,113 千円) <<新規>>

北河内地域全体の基準不適合の解消と、「府立交野支援学校四條畷校」の本校化(小学部設置)による教育環境の改善のため、既存校舎改修の基本計画の策定に着手する。（令和 11 年度予定）

《設置基準の不適合等の状況と、新たな支援学校の整備等による対応について》

地域 (学校数)	R5 在籍者数(人) (R3 比較※)	基準不適合(R3 比較※)		新たな支援学校の整備等 (令和 6 年度の取組み)
		校舎面積基準が 不適合な学校数(校) [学校名]	学級編制基準を満たす ために必要な室数(室)	
豊能・三島 (6 校)	1,824 (+58)	✕3(+1) [豊中・箕面・高槻]	48 (+6)	《継続》(2)新校
大阪市 (6 校)	2,028 (+131)	✕3(-) [生野・思斉・住之江]	102 (+26)	《開校》 新校・出来島支援学校(令和 6 年度開校) 《継続》(1)生野支援学校の移転併設 《継続》(3)新校
北河内 (4 校)	1,148 (+73)	✕2(+1) [守口・枚方]	15 (+5)	《新規》(4)交野支援学校四條畷校を本校化
中・南河内 (4 校)	1,291 (+3)	○(▲1)	19 (▲4)	上記の取組み以外についても、 今後の在籍者数の動向等を踏まえて、引き続き検討。
泉北・泉南 (5 校)	1,268 (▲1)	✕1(▲1) [泉北高等]	10 (▲2)	
全 25 校	7,559 (+264)	✕9(-)	194 (+31)	

※「令和 3 年度公立特別支援学校の教室不足調査(文部科学省)」結果との比較

※私立学校に関する部分は意見聴取の対象外

高等学校等授業料無償化

〔私立高等学校等生徒授業料支援補助金《拡充》
公立高校生等生徒授業料支援補助金《新規》〕

【知事重点事業】

【事業目的】

大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と、子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪を実現するため、令和6年度の高校3年生から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料完全無償化を図る。

【当初予算額】 **私立高校等 22,186,415 千円**（前年度 15,582,180 千円）

（授業料減免補助金、事務費、及び母校応援ふさと納税制度推進事業費を除く）

公立高校等 647,350 千円（事務費を除く）

【事業内容】

国の高等学校等就学支援金と併せて、府が実施する授業料無償化制度への参画を選択した就学支援推進校（注）に対して、府の授業料支援補助金を交付することにより、私立高校等の授業料を無償化する。

また、公立高校等についても、国の就学支援金制度に府独自に上乘せし、授業料を無償化する。

（注）生徒の授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組む私立高校等。学校の申請に基づき指定。

■ 就学支援推進校（私立高校等授業料無償化制度対象校）（令和6年2月1日現在）

- ・府内：131校（全日制94校、通信制10校、専修学校・各種学校27校）
- ・府外（近畿1府4県）：24校（全日制13校、通信制5校、専修学校・各種学校6校）

■ 段階的実施のイメージ

年度	R5	R6 <移行期間※>	R7 <移行期間※>	R8 <制度完成>
3年生	現行（現高3[R3入学]）	無償（現高2[R4入学]）	無償（現高1[R5入学]）	無償（現中3[R6入学]）
2年生	現行（現高2[R4入学]）	現行（現高1[R5入学]）	無償（現中3[R6入学]）	無償（現中2[R7入学]）
1年生	現行（現高1[R5入学]）	現行（現中3[R6入学]）	現行（現中2[R7入学]）	無償（現中1[R8入学]）

※R6～R7年度の移行期間は経過措置あり。

私立高校等は、授業料63万円超の場合は、63万円を超える額は保護者（年収めやす800万円以上）が負担。

（参考）私立高校等の現行制度における生徒1人あたりの授業料負担額（年額） <授業料60万円の全日制的場合>

年収めやす	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上
～590万円未満	無償	無償	無償
590万円～800万円未満	20万円	10万円	無償
800万円～910万円未満	約48万円	30万円	10万円
910万円～	60万円	60万円	60万円

※私立学校に関する部分は意見聴取の対象外

母校応援ふるさと納税制度
大阪教育ゆめ基金積立金
私立高等学校等生徒授業料支援補助金

【事業目的】

ふるさと納税の対象である「大阪教育ゆめ基金」を活用して支援する対象を私立高校等に拡充し、府立・私立高校等の教育活動等を支援する。

【当初予算額】 582,247 千円（基金積立金＋事務費）

※私立高校等については令和6年度より積立開始

【事業内容】

府立高校等や府内の私立高校、専修学校（高等課程）、各種学校の一部（就学支援金対象校のみ）が実施する以下の事業を支援（私立高校等は補助金を交付）

- ① 教育環境の整備を図る事業
- ② 特色・魅力ある教育の実践を図る事業
- ③ スポーツ・文化活動の充実を図る事業

※法人管理運営費等を除く

【スケジュール（予定）】

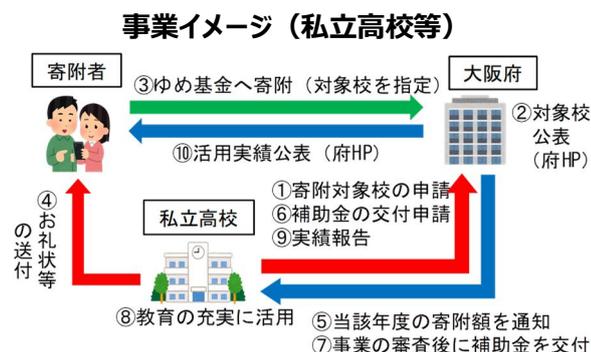
- 令和6年 2月～ 学校説明会・寄附対象校募集
- 4月 寄附受付開始（R7年度補助分）
- 令和7年 4月～ 学校における事業実施で、補助金交付

【寄附方法】

「大阪教育ゆめ基金」のホームページを通じてクレジット払い等により寄附

【制度周知】

- ・府や各学校のホームページ・SNS などを使った広報
- ・各学校と連携し、保護者や卒業生等への呼びかけ
- ・東京事務所と連携し、首都圏での PR



GIGAスクール構想加速化基金事業費

事業目的

令和2～3年度に整備した「1人1台端末」について、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備を進める。

◆事業スキーム

都道府県に基金(5年間)を設置し、当該基金を財源に市町村に補助金を交付。

(基金原資:全額国庫、補助限度額:55千円/台)

※早期の端末整備等に備えるために令和5年度第6号補正予算(案)にて計上。

補正予算額:5,229,183千円(必要額の2割程度)

※残りの必要額は、令和6年度以降に交付される予定。

当初予算額

1,624,738千円

事業内容

(1) GIGAスクール構想加速化基金事業費(都道府県事務費含む) 1,604,868千円

これまで小中学校等において整備された1人1台端末については、利活用が進むにつれて、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどしており、いち早く端末整備を行った市町村等では、端末の更新時期が来年度から始まることが想定されている。

今後、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機を含め、域内の各市町村が5年程度をかけて端末を計画的に更新できるよう支援する。また、共同調達等により、スケールメリットを生かし、各自治体にかかる導入コストの負担を軽減させる。

※令和6年度は、4市が端末更新を予定している。

(2) 基金積立金 19,870千円

令和5年度に基金に積み立てた資金の運用益を積み立てる。



教育庁 令和6年度当初予算案の概要

一般会計	令和6年度当初予算額	5,646億4,115万5千円
	令和5年度当初予算額	5,444億5,000万円
	令和5年度最終予算額	5,409億1,604万5千円
	前年比 R6当初/R5当初	103.7%

〔 一 般 会 計 〕

上段 令和6年度当初
中段 令和5年度当初
下段 令和5年度最終

事業名	事業費	事業内容の説明
<①確かな学力の定着と学びの深化>		
小学生 新学力テスト事業費	3億2,995万4千円 3億1,608万円 3億1,608万円	府内児童一人ひとりがすべての教育活動の基盤となる言語能力、読解力、目標に向かって頑張る力等、生涯にわたる学力を着実につけるため、公立小学校5・6年生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。
中学生 学び チャレンジ事業費	3億7,625万7千円 3億4,703万9千円 3億4,284万6千円	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実を図るとともに、府内における調査書の評定の公平性を担保することを目的として、公立中学生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。
スクール・エンパワーメント 推進事業費	40万9千円 40万9千円 40万9千円	府内69小学校・55中学校を事業対象校（言語能力向上など府域共通の課題に取り組むモデル校を含む）に指定し、子どもたちに「学びに向かう力」を育み、「確かな学力」の定着を図る。
習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導等を行う。
学校図書館活性化 調査研究事業費	80万円 80万円 80万円	本に親しむ活動や学校図書館を活用した授業等を行うことを通じて言語能力等を育成し、子どもたちの学力を向上させるための調査研究を行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
市町村立学校スマート スクール推進事業費	5,032万5千円 7,808万4千円 5,966万5千円	<p>G I G Aスクール構想における1人1台端末を効果的に活用した教育活動が円滑且つ効果的に実施できるよう、「大阪府G I G Aスクール運営支援センター」を開設し、市町村における端末等の安定的運用の実現と子どもたちの学びの保障に資する。</p> <p>また、日常的・効果的に1人1台端末を活用した授業が府内全ての学校で実施できるようモデル校に担当教員を配置し、実践事例の収集・普及を行う。</p>
府立学校スマート スクール推進事業費	28億1,741万3千円 29億227万6千円 57億4,833万8千円	<p>I C Tを活用した教育を実現するため、児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、教員・児童生徒への支援等の充実を図る。</p> <p>○スマートスクール推進事業 ○生徒1人1台端末整備事業 ○学校情報ネットワーク事業 ○学校情報ネットワーククラウド化事業</p>
G I G Aスクール構想 加速化基金事業費 《 新 規 》	16億2,473万8千円 0 0	<p>G I G Aスクール構想における1人1台端末について、いち早く端末整備を行った市町村では、端末の更新時期が令和6年度から始まることが想定されているため、域内の各市町村が5年程度をかけて端末を計画的に更新できるよう支援する。</p> <p>また、共同調達等により、スケールメリットを生かし、各自治体にかかる導入コストの負担を軽減させる。</p> <p>対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、 支援学校（小学部・中学部）</p> <p style="text-align: right;">【1-9ページ主要事業 5 参照】</p>
おおさかグローバル 人材育成事業費 (高校DX加速化推進) 《 新 規 》	4億9,000万円 0 0	<p>情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、I C Tを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、ハイスペックPCや3Dプリンタ、プログラミングソフト等を整備する。</p> <p>○府立の高校、支援学校（高等部）</p>
英語教育推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《 知 事 重 点 事 業 》	2億137万2千円 2億1,580万1千円 2億513万6千円	<p>英語学習アプリや外部人材（A L T）の活用等により、児童・生徒に「生きた」英語力（特に話す力）を身につけさせるとともに、大阪から世界に羽ばたく高い英語力を備えたグローバル人材を育成する。</p> <p>○デジタル学習ツールの調査研究（国委託事業を活用） R5年度に開発した英語学習アプリ（BASE in OSAKA）等を活用し、授業や家庭学習で効果的に活用した実践の研究や、パフォーマンステストを実施し、成果を普及することで、英語教育における言語活動の質を高め、生徒の発信力強化につなげる。</p> <p>○外部人材（A L T）の活用 ネイティブ講師を週5日全校配置。</p>

事業名	事業費	事業内容の説明
外国語指導員等による語学指導充実費	6億5,100万3千円 5億8,106万4千円 5億8,106万4千円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET・NKT・NCT〕 91名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 59校
グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	2,607万2千円 2,616万1千円 2,616万1千円	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成するとともに、地域の拠点校として、周辺校における人材育成を支援する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援することに加え、外部有識者による評価を行う。
実業教育充実事業費	1,770万8千円 2,023万7千円 1,875万6千円	将来の大阪の産業を担う技術者として農業高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。
長期入院生徒学習支援事業費	613万9千円 665万1千円 339万8千円	府立高校に在籍する生徒のうち、病気・ケガによる入院により、長期間登校できないが、修学の意思を強く持ち、学習意欲がある生徒の学習を支援する。
府立高等学校再編整備事業費 《一部新規》	2億9,578万5千円 1億9,862万3千円 1億9,542万4千円	府立高校の再編整備を推進する。 ○工業系高校の改編 工業系高校のさらなる魅力づくりのため、老朽化した設備の更新を行うとともに、企業の生産現場で学ぶ機会を設ける等、教育環境を充実させる。また、府内中学生等を対象とした広報活動を充実させる。 ○機能統合、統合整備による再編整備 再編整備対象校の特色ある取組みを他校及び新校に継承・発展させるための、教具及び実習棟の整備を行う。
工業系高等学校新校整備事業費	3億386万7千円 1億6,239万8千円 9,641万9千円	「大阪市立の高等学校等移管計画」に基づき、再編整備の対象となった元市立3工業高校について、府移管後の新工業系高校開設を推進する。
福祉・医療関係人材活用事業費	770万2千円 747万円 747万円	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
支援教育地域支援整備事業費	1億490万9千円 9,937万1千円 9,937万1千円	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるように非常勤講師を配置する。
知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用)	4,955万6千円 4,730万3千円 4,730万3千円	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実させるため、府立高校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 11校 (園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚、桜宮、東淀工業) ○共生推進校 10校 (枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛、東住吉、今宮) ※非常勤講師、学習サポーターを活用

事業名	事業費	事業内容の説明
特別支援教育指導費	2,330万8千円 2,164万3千円 2,164万3千円	府立支援学校における教育内容・環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内において医療的ケアを教員が適切に実施するための法定研修
外国語講師派遣事業費	955万7千円 963万9千円 963万9千円	府立支援学校に外国人英語講師を派遣し、言語や文化に対する理解を深めるとともに、他者を尊重することや、他者への配慮をしながら外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
高等学校支援教育力充実事業費	1,014万8千円 994万1千円 994万1千円	自立支援推進校等から4校を支援教育サポート校に指定し、校内支援体制や障がいのある生徒の仲間づくり、教科指導等のノウハウを当該地域の高校と共有・活用を図る。
障がいのある生徒の高校生活支援事業費	1億3,122万3千円 1億3,017万6千円 1億3,005万6千円	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置 ○看護師の配置
高等学校通級指導実施費	78万8千円 78万8千円 78万8千円	通級指導教室を府立高校に設置し、発達障がい等のある生徒に対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を実施する。 ○設置校 柴島、松原、大手前（全）、岬、箕面東、野崎 布施（全）、教育センター附属、富田林、和泉総合（全）、中央
O S A K A 多文化共生推進事業費	106万2千円 62万7千円 0	外国にルーツのある児童生徒と日本ルーツの児童生徒が互いの母文化にふれることで、ともにアイデンティティを育み、自己肯定感を高め、多文化共生のまちづくりの担い手となることをめざす。
小中学校における日本語指導推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《 拡 充 》	4,857万7千円 3,786万8千円 3,786万8千円	日本語指導が必要な児童生徒のうち、十分な日本語指導が受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び学校への支援を行う。 ○日本語指導が必要な児童生徒がオンラインで指導を受けることができる体制を整備 ○夜間中学7校に日本語指導支援員を配置 ○府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置
夜間中学設置促進・充実事業費	105万円 120万円 50万円	夜間中学についての広報を充実させ、就学会の一層の確保を図る。

事業名	事業費	事業内容の説明
日本語教育 学校支援事業費	1,706万7千円 1,706万7千円 1,706万7千円	日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行う教育サポーター等を派遣する。
府立図書館運営費	31億5,094万3千円 17億7,643万3千円 17億8,544万6千円	府立の図書館の管理運営等を行う。 ○中央図書館 資料収集、国際児童文学館の運営、指定管理委託など ○中央図書館の書庫改修工事等（地下駐車場の書庫化） ○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援機能の運営設備改修、指定管理委託など ○中之島図書館(非重要文化財部分)の耐震改修の実施(書庫棟の改築等) ・R3年度から工事着手（2期工事中：R4年11月～R7年1月頃）
府立学校入学者選抜・ 採点業務デジタル化 事業 《知事重点事業》	3,876万6千円 9,932万9千円 4,488万7千円	府立学校の入学選抜等において、志願者等の利便性の向上を図るとともに、教育環境の充実に向け、選抜事務作業や定期考査における採点業務等のデジタル化を推進する。 ○デジタル採点の活用 定期考査・入学者選抜の事務に係り、生徒の答案をスキャンし、パソコン上で設問ごとに一覧表示された解答の採点機能や、複数人での共同採点機能、採点結果の自動集計機能等を備えたシステムを導入し、業務効率化・採点制度の向上を図るとともに、業務負担の軽減を図る。 ○オンライン出願の導入 府立学校入学者選抜の事務に係り、府立中学校及び公立高校入試に適したオンラインによる出願システムを導入し、入学者選抜に係る利便性の向上、事務の効率化を図る。
府立高等学校再編 整備事業費 (ステップスクール) 《知事重点事業》	3,014万2千円 2,592万3千円 2,592万3千円	西成高校・岬高校を「ステップスクール」に指定し、専門人材の活用による支援体制や地域資源を活用した学習の充実に向けた教育環境を整備する。 ○地域連携室の設置 専任の担当者がNPO・企業等の多様な地域資源を活用した教育活動や生徒支援の充実に向けた連携・コーディネートを行う「地域連携室」を設置。 ○専門人材の配置 生徒・保護者へのきめ細かな支援を行うため、スクールカウンセラーをはじめとする、多様な専門人材の配置を充実。 ○地域社会と連携した体験型学習の実施 地域の自治体や企業、大学等と連携した体験型学習を実施することで、地域の資源や人材を活用した他者との関わりを通じた自己理解の促進や、社会参加を見据えた実践的なソーシャルスキルの獲得を目指す。
府立高等学校再編 整備事業費 (学びの多様化学校) 《新規》 《知事重点事業》	300万円 0 0	不登校傾向のある中学生や、その保護者のニーズを把握し、学びの多様化学校の設置に向け、入学後の柔軟な学びを支える教育内容や教育システム等について調査研究を行う。 【1-5ページ主要事業 1 参照】
2025年日本国際 博覧会実業系高等学 校魅力発信事業費 《知事重点事業》	1,300万円 1,320万円 1,320万円	都市運動型メタバース「バーチャル大阪」のプラットフォームを活用し、国内外の小中高生等を対象とした万博の機運醸成に取り組む。
2025年日本国際 博覧会STEAM教育等 推進事業費 《知事重点事業》	430万円 215万円 215万円	最先端の探究活動に組み、その成果を大阪・関西万博2025の関連イベント等で発表することで、小中高生の万博への機運醸成を図る。

事業名	事業費	事業内容の説明
SDGsジュニアプロジェクト事業費 《知事重点事業》	129万1千円 129万1千円 129万1千円	「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする万博やSDGsについて知り、探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育成し、また、その成果をフォーラムの開催によって広く発信し、普及させる。
2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業費 《知事重点事業》	1億1,030万4千円 0 3,674万4千円	万博会場で未来社会の革新的な技術やサービスを直に体験してもらい、将来に向けた夢と希望を感じてもらえるよう、府内の小・中・高等学校等に通り児童・生徒を学校教育活動の一環として、学校単位で万博に招待する。 ○学校単位での無料招待業務委託
不登校等対策支援事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《拡充》 《知事重点事業》	1億7,875万3千円 1億5,220万7千円 1億5,220万7千円	小中学校の不登校等児童生徒への支援の核となる場所として、校内教育支援ルームを設置し、ICTを活用した個別の学習支援など、幅広い支援を実施する。 また、市町村の教育支援センターが不登校児童生徒への支援にかかる地域の総合的な拠点となるためのモデルを構築する。 【1-5ページ主要事業 1 参照】
<②豊かな心と健やかな体の育成>		
いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費 《知事重点事業》	9,928万5千円 1億4,667万2千円 1億4,667万2千円	小中学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止にむけた市町村の支援体制を構築する。 ○市町村からの要請に基づき学校及び市町村に対し、府の緊急支援チームを派遣するとともに、市町村「学校支援チーム」を中心とした学校支援体制の機能充実に向けた支援を実施。 ○課題の大きい学校に対する支援人材を配置し、府からの直接の支援を実施。 【1-5ページ主要事業 1 参照】
いじめ対策支援事業費	366万5千円 366万5千円 366万5千円	府立学校におけるいじめ重大事態に対する迅速かつ適切な対応のための支援等を行う。
被害者救済システム運用事業費	403万5千円 403万5千円 403万5千円	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
課題を抱える生徒フォローアップ事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《拡充》 《知事重点事業》	5,676万7千円 3,104万4千円 3,104万4千円	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の多角的な支援策につなげることで、学校への定着を図り、中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。 【1-5ページ主要事業 1 参照】
ヤングケアラー支援体制強化事業費 《知事重点事業》	7,422万3千円 7,128万8千円 7,128万8千円	府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施する。

事業名	事業費	事業内容の説明
スクールカウンセラー 配置事業費 《 拡 充 》 《 知 事 重 点 事 業 》	6億482万4千円 4億5,563万5千円 4億4,292万1千円	スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。 加えて、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。 【1-5 ページ主要事業 1 参照】
スクールソーシャル ワーカー配置事業費 《 知 事 重 点 事 業 》	7,486万3千円 7,463万2千円 7,463万2千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。 【1-5 ページ主要事業 1 参照】
教育総合相談事業費	2,423万3千円 2,423万3千円 2,423万3千円	教育相談体制の充実により、いじめ、暴力行為、不登校等、生徒指導上の課題に対する早期発見・早期対応、再発防止を図る。
S N S 活用相談体制 整備事業費 《 知 事 重 点 事 業 》	3,077万2千円 2,632万9千円 2,632万9千円	いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施する。
道徳教育推進事業費	336万3千円 285万7千円 285万7千円	「考え・議論する道徳」への質的転換に向けた授業改善及び学校全体での推進体制を構築するための研究等を行い、府内の各学校における道徳教育の充実を図る。 ○小中12校を実践研究校に指定 ○道徳教育推進教師連絡協議会の開催 ○道徳教育担当指導主事研修会の開催 ○道徳教育実践研究校連絡会の開催 ○道徳教育推進研修の開催
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	400万円 400万円 400万円	府内の学校園において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府内の学校園の園児児童生徒が行うボランティアや地域活動等に必要な物品等を支援するとともに、優秀な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営・改修費	3億9,568万円 2億8,432万4千円 2億8,895万7千円	府立の博物館の管理運営・改修を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費 ○府立博物館施設設備改修事業費
文化財調査事務所運営費	1,622万1千円 2,049万7千円 1,552万5千円	文化財調査事務所等の管理運営を行う。 ○文化財調査事務所運営費
指定文化財等保存事業費	2,416万3千円 2,416万3千円 2,416万3千円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金

事業名	事業費	事業内容の説明
スポーツ指導・ 体力向上支援推進費 (大阪教育ゆめ基金活用)	2,163万1千円 494万4千円 494万4千円	府内小学3・4年生に対し、ICT機器を活用した悉皆の体力テストを実施し、子どもの運動に対する意識を改善し、体力向上を図る。また、大阪教育ゆめ基金を活用し、小学校の体力づくりへの取組みを推進するとともに、府立学校における学校体育環境の充実を図る。 ○ICT活用による子どもの体力向上事業(小学3・4年生スポーツテスト) ・システム運用・保守・サーバー費【債務負担行為:令和5年度から令和7年度まで】 ○子ども元気アッププロジェクト事業 ・めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室 ・おおさか子どもEKIDEN大会 ・めっちゃWAKUWAKU体育応援事業 ○府立学校における学校体育環境充実事業
競技力向上対策 事業費補助金	1,825万5千円 1,825万5千円 1,825万5千円	各種競技選手の長期的・継続的な競技力の定着化を図り、スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等(41競技) ○一般競技の強化助成費(21競技)
学校給食実施費	15億6,052万4千円 8億6,660万1千円 14億3,523万円	府立支援学校、夜間定時制高校及び府立中学校に学ぶ幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○学校給食の無償化《知事重点事業》 ・府立学校給食実施校41校の令和6年度学校給食費を無償化 ○府立支援学校給食調理業務委託 府立支援学校(36校) ○給食センター委託事業 交野支援四條畷校 ○デリバリー給食実施 夜間定時制高校(2校) ○府立中学校給食調理業務委託(2校) ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新、給食調理場の改修 ・給食調理員の検便検査
教育総合相談事業費 (一部再掲)	5,537万1千円 4,806万7千円 4,806万7千円	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○対面相談の実施 ○教職員の悩み相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営 ○SNS活用相談体制整備(再掲)《知事重点事業》
地域クラブ活動 体制整備等事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《知事重点事業》	1億2,480万5千円 8,400万7千円 5,813万1千円	中学校の部活動において、将来にわたり生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保し、教員の部活動指導にかかる時間と心理的負担を軽減するため、休日の部活動を段階的に地域に移行するとともに、学校部活動の地域連携を図る。 ○休日の部活動の地域移行に向けた実証事業 ○部活動指導員の配置

事業名	事業費	事業内容の説明
<③将来をみすえた自主性・自立性の育成>		
教育庁ハートフルオフィス推進事業費	4,847万2千円 2,799万6千円 2,799万6千円	知的障がいのある府立高校、支援学校高等部の卒業生を教育庁ハートフルオフィス（教育センターに設置）で雇用し、約2年間の就労支援を実施し、就業へつなげる。
社会参画力育成指導実践研究事業費	80万円 80万円 80万円	主権者や自立した消費者等として必要となる資質・能力を育むため、実践研究校を指定し、実社会とのつながりを重視した学習の在り方についての実践研究を行い、府域の学校へ普及する。
部活動指導員等配置事業費 《知事重点事業》	1億3,507万7千円 1億4,061万5千円 1億599万6千円	府立高校の部活動において、部活動に加入する生徒が減少し、部員数が少ない部活動が増加している傾向を踏まえ、部活動の教育的意義を保障するとともに、教員の部活動指導時間と心理的負担を軽減する。 ○複数校による部活動の合同実施（部活動大阪モデル） ○合同実施に伴う部活動指導員の配置
<④多様な主体との協働>		
教育コミュニティづくり推進事業費	5,808万4千円 5,808万4千円 5,161万2千円	地域社会が一体となった教育コミュニティづくりの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援活動・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
広報強化推進事業費	1,300万円 1,300万円 1,300万円	「進学フェア」を開催し、中学3年生やその保護者に府立学校の魅力をアピールするとともに、令和7年度入学者選抜制度について説明を行う。
社会人等活用推進費	1億2,228万2千円 1億2,516万9千円 1億2,516万9千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高校）
課題を抱える生徒フォローアップ事業費（再掲） （一部、大阪教育ゆめ基金活用） 《拡充》 《知事重点事業》	5,676万7千円 3,104万4千円 3,104万4千円	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の多角的な支援策につなげることで、学校への定着を図り、中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。 【1-5ページ主要事業 1 参照】
ヤングケアラー支援体制強化事業費（再掲） 《知事重点事業》	7,422万3千円 7,128万8千円 7,128万8千円	府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施する。

事業名	事業費	事業内容の説明
スクールカウンセラー 配置事業費（再掲） 《 拡 充 》 《 知 事 重 点 事 業 》	6億482万4千円 4億5,565万5千円 4億4,292万1千円	スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。 加えて、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。 【1-5 ページ主要事業 1 参照】
スクールソーシャル ワーカー配置 事業費（再掲） 《 知 事 重 点 事 業 》	7,486万3千円 7,463万2千円 7,463万2千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。 【1-5 ページ主要事業 1 参照】
社会教育施設運営費	9,298万6千円 6,346万5千円 7,089万7千円	府立の社会教育施設の管理運営・改修を行う。 ○少年自然の家運営費 ○少年自然の家施設設備改修事業費
<⑤力と熱意を備えた教員と学校組織づくり>		
教職員採用選考費	2,062万円 2,140万1千円 2,140万1千円	熱意ある優れた教員を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○合格者対象セミナーの実施
教職員研修の充実	1億3,236万8千円 1億4,555万7千円 1億3,157万3千円	府教育センター等において、初任者研修等の法定研修やキャリアアップを支援する研修等の実施により、教職員の資質向上等を図る。 総合研修 74 講座 課題別研修 50 講座 授業力向上研修 60 講座 合 計 184 講座
教職員資質向上方策 推進事業費	5,605万8千円 4,953万9千円 4,953万9千円	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施するとともに、地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化を図るため、教職員の評価・育成システムを実施する。

事業名	事業費	事業内容の説明
<⑥学びを支える環境整備>		
就学支援金関連事業費	389億804万5千円 396億1,399万8千円 374億1,920万1千円	<p>○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する年収が概ね910万円未満世帯の生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者のうち、所定の要件を満たし12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。</p> <p>○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の非課税世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。</p> <p>○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。</p>
公立高等学校等生徒授業料支援補助金 《新規》 《知事重点事業》	6億5,764万3千円 0 0	<p>所得に制限なく、自らの可能性を追及できる社会の実現等に向け、公立高等学校等の授業料の完全無償化を3年生（府内在住府外生も含む。）から段階的に実施する。</p> <p>【1-7ページ主要事業 3 参照】</p>
知的障がい支援学校 新校整備事業費 《一部新規》 《知事重点事業》	5億3,765万5千円 39億4,460万1千円 37億1,889万6千円	<p>府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、新たな支援学校の整備等による、教育環境のさらなる充実をめざす。</p> <p>【1-6ページ主要事業 2 参照】</p>
府立支援学校 通学バス運行事業費	31億492万3千円 30億7,219万8千円 30億7,219万8千円	<p>府立支援学校の児童生徒の通学手段等確保のためバスを運行する。</p> <p>○通学バス352台</p>
市町村医療的ケア等 実施体制サポート事業費	6,303万4千円 6,303万4千円 6,303万4千円	<p>医療的ケアの必要な児童生徒をはじめとする、障がいのある児童生徒が、地域の学校へ安心して就学・通学することができるために、府がハード・ソフトの両面からサポートすることにより、各市町村における支援教育体制づくりを促進し、より一層「インクルーシブ教育システム構築」を推進する。</p>
医療的ケア実施体制 構築事業費	297万8千円 294万8千円 294万8千円	<p>府立支援学校において、看護師・教員が安全安心に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応できるよう、校内実施体制の充実を図る。</p>
医療的ケア通学支援事業費	6億879万3千円 4億9,673万8千円 4億9,673万8千円	<p>府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図る。</p> <p>○府立学校21校130人程度</p>

事業名	事業費	事業内容の説明
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	1,238万3千円 1,238万3千円 1,238万3千円	学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。
府立学校老朽化対策費	5億6,213万1千円 12億4万7千円 1億9,771万5千円	老朽化した府立学校施設の改築・改修等を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。 ○寝屋川高校改築基本設計 ○空調機更新実施設計 支援学校3校 など
府立学校施設・設備改修費	7億7,453万2千円 8億1,113万3千円 12億1,792万1千円	府立学校の施設・設備の改修や補修を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置
府立学校施設設備緊急改修事業費	4億8,858万8千円 9億108万4千円 8億128万5千円	府立学校施設設備の危険・不具合箇所のうち、生徒の安全を守る上で特に緊急度の高いものについて改修を行う。 ○体育館床改修 高校2校 ○プール改修 高校8校、支援学校4校 等
府立学校施設長寿命化整備事業費	56億811万円 45億3,848万2千円 19億1,826万7千円	「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画（令和3年3月策定）」により、学校施設の長寿命化（築後70年以上）を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図るため、劣化度調査の結果等を基に学校・棟単位で計画的な改修等を実施する。 ○対象校 高校66校、支援学校17校

事業名	事業費	事業内容の説明
府立学校体育館 空気調節設備整備費	7億2,418万1千円 15億7,318万5千円 14億2,889万8千円	府立学校の熱中症対策として、体育館に空調設備を整備し、教育環境の改善を図るとともに、暑さ指数計を体育館やグラウンドの入り口等に設置し、部活動指針と併せて活用することで、事故を未然に防ぎ、学校教育活動の安全性を確保する。 ○設置計画 2019（R1）年度～2024年度（R6） ○対象校 186校（高校148校、支援学校38校） ○2024（R6）年度設置校 高校16校
高等学校教育環境 改善事業費	9億1,429万2千円 10億5,606万2千円 10億5,606万2千円	夏季休業期間を中心に府立高校において行われている多様な取組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の改善を図るため、普通教室等に導入した空調機を更新する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 2018（H30）～2041（R23）年度
府立学校維持管理費	60億8,997万5千円 80億6,405万3千円 62億9,163万8千円	府立学校における維持管理運営経費 ○高校 153校（R5：153校） ○支援学校 45校・2分校
スクールサポートスタッフ 配置事業費	1億4,985万3千円 1億4,985万3千円 1億4,985万3千円	教員の業務補助のために、公立小・中学校において、スクールサポートスタッフ等を配置する市町村（政令市を除く）への補助等を行う。
大阪府育英会助成費	5億9,531万3千円 5億9,863万6千円 5億8,061万8千円	教育の機会均等を図るため、（公財）大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。 ○運営補助金 総額559,004千円
学習環境改善事業費	3億1,875万円 4億3,250万円 4億3,250万円	府立学校のトイレの洋式化を進め、学習環境の改善を図る。
大阪教育ゆめ基金積立金 《 拡 充 》	5億6,724万7千円 1,605万9千円 4,595万2千円	大阪の子どもの確かな「学び」と「はぐくみ」を支えるため、広く寄附を呼びかけ、受領した寄附金を大阪教育ゆめ基金に積み立てる。 また、高校等の教育活動等を寄附を通じて応援する仕組みを整えるために、ふるさと納税の対象である「大阪教育ゆめ基金」を活用して、「母校応援ふるさと納税制度」を創設する。 【1-8ページ主要事業 4 参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
<⑦私立学校の振興>		
※私立学校に関する事業のため意見聴取の対象外		
私立高等学校等振興助成費	386億9,765万2千円 374億5,611万9千円 372億3,988万4千円	私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。 ○高等学校（全日制）の一人当たりの補助単価 342,100円（+16,600円）
私立高等学校等生徒授業料支援補助金 （一部、大阪教育ゆめ基金活用） 《 拡 充 》 《 知 事 重 点 事 業 》	222億2,253万1千円 156億479万8千円 150億2,727万1千円	私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を保障するため、授業料支援補助を行う。 なお、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追い及ぶ社会の実現等に向け、私立高等学校等の授業料の完全無償化を3年生（府内在住府外校生も含む。）から段階的に実施する。 【1-7ページ主要事業 3 参照】 また、高校等の教育活動等を寄附を通じて応援する仕組みを整えるために、ふるさと納税の対象である「大阪教育ゆめ基金」を活用して、「母校応援ふるさと納税制度」を創設する。 【1-8ページ主要事業 4 参照】
		【一人当たりの補助単価】 ○授業料支援補助金 〔全日制〕（府内校の1年生・2年生） ・標準授業料 60万円 年収区分（めやす）補助単価 590万円未満 ⇒204,000円（保護者負担 0円） 800万円未満 ⇒281,200円（保護者負担200千円） 800万円未満（子ども2人世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円） 800万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒481,200円（保護者負担0千円） 910万円未満（子ども2人世帯） ⇒181,200円（保護者負担300千円） 910万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円） 〔全日制〕（府内・府外校の3年生） ・標準授業料 63万円 年収区分（めやす）補助単価 590万円未満 ⇒234,000円（保護者負担 0円） 910万円未満 ⇒511,200円（保護者負担 0円） 910万円以上 ⇒630,000円（保護者負担 0円） ※授業料63万円超の場合は、63万円を超える額は保護者が負担（府内校は年収（めやす）800万円以上の世帯、府外校は全世帯）
私立幼稚園振興助成費	76億7,206万5千円 90億9,273万9千円 87億9,039万9千円	教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。 【一人当たりの補助単価】※単価は仮単価 ○経常費助成（学校法人立） 一般助成 206,689円（R5） 202,165円 3歳児特別助成 13,500円（R5） 13,500円 ○教育研究費助成（非学校法人立） 一般助成 62,000円（R5） 60,600円 3歳児特別助成 4,000円（R5） 4,000円 ○私立幼稚園特別支援教育助成 総額 1,380,624千円 ○私立幼稚園預り保育助成事業 総額 391,220千円 ○キンダーカウンセラー事業助成 124園 42,000千円

事業名	事業費	事業内容の説明
施設型給付費等負担金	108億4,292万4千円 94億6,825万円 108億6,487万8千円	子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。
子育て支援施設等利用給付費負担金	24億2,345万5千円 30億6,799万5千円 29億1,825万4千円	令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る費用のうち、私学助成園の保育料等の給付に要する費用、及び幼稚園で実費徴収されている食事の提供に要する費用の一部を負担する。 ○子育て支援施設等利用給付費負担金 2,357,071千円 ○実費徴収に係る補足給付事業 66,384千円
私立専門学校授業料等減免事業費 《 拡 充 》	55億6,478万9千円 52億9,767万2千円 47億5,047万5千円	真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、質の高い教育を実施する私立専門学校における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減する。 ○対象校 141校 ○対象者 ・住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯（約380万円未満）の生徒 ・世帯収入が600万円程度までで、以下の条件に該当する生徒 ① 多子世帯（扶養される子供が3人以上）の生徒 ② 工業・農業分野の学科で学ぶ生徒

教育庁 令和5年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第6号補正予算額	56億7,393万1千円
	※第7号補正予算額	▲134億2,691万3千円
	補正前予算額	5,486億6,902万7千円
	補正後予算額	5,409億1,604万5千円

※ 第7号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第6号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額
 中段 補正前予算額
 下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
【国経済対策】 GIGAスクール構想 加速化基金事業費	52億2,918万3千円 0 52億2,918万3千円	令和2～3年度に整備した「1人1台端末」について、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末故障時のための予備機の整備を進めるために、必要な経費の積み立てを行う。 ○対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、支援学校（小学部・中学部）

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府G I G Aスクール構想加速化基金条例制定の件	府又は府内の市町村が実施する府立学校及び市町村立学校のうち学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)における児童及び生徒が学習のために使用する電子計算機(入出力装置を含む。)の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、大阪府G I G Aスクール構想加速化基金の設置、積立て、管理等について定める。 施行日：公布の日
2	地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等一部改正の件	地方自治法の改正により、題名の改正及び規定の整備(条項ずれ是正)を行う。 施行日：令和6年4月1日 〔関係条例〕 ・地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例 ・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例 ・大阪府監査委員条例
3	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、任命権者が定める事由により引き続いて職員になった場合を除き、国、地方自治体等における在職期間を含めないものとする等の改正を行う。 施行日：令和7年4月1日ほか
4	職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	令和5年12月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 ・本庁部長等の給料月額の上上げ ・理事の給料月額の下下げ ・主査級職員の初号給の水準の上上げ ・在宅勤務等手当の新設 施行日：令和6年4月1日

5	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	<p>地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする等の改正を行う。</p> <p>施行日：令和6年4月1日</p>												
6	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件	<p>子育て部分休暇の取得対象となる子の年齢を小学校等の第3学年から第6学年まで引き上げる。</p> <p>施行日：令和6年4月1日</p>												
7	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>近隣自治体や一般職との均衡を踏まえ、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を適用する範囲等を見直すとともに、特例期間の終期を令和6年3月31日から令和7年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：令和6年4月1日</p>												
8	大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例一部改正の件	<p>効率的・効果的な府政の推進に取り組んでいくため、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長公募制度において、任命権者は裁量に基づき公募又は非公募の判断が可能である旨を明記する。 ・人事評価における相対評価の区分及び分布割合を変更する。 ・指定出資法人等への再就職の禁止について期間を定める。 <p>施行日：令和6年4月1日</p>												
9	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・高等学校</td> <td>〔改正前〕</td> <td>9, 355人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔改正後〕</td> <td>9, 336人</td> </tr> <tr> <td>・特別支援学校</td> <td>〔改正前〕</td> <td>5, 430人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔改正後〕</td> <td>5, 469人</td> </tr> </table> <p>施行日：令和6年4月1日</p> <p>2 大阪府立西野田工科高等学校、大阪府立生野工業高等学校、大阪府立城東工科高等学校及び大阪府立布施工科高等学校を廃止する。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>	・高等学校	〔改正前〕	9, 355人		〔改正後〕	9, 336人	・特別支援学校	〔改正前〕	5, 430人		〔改正後〕	5, 469人
・高等学校	〔改正前〕	9, 355人												
	〔改正後〕	9, 336人												
・特別支援学校	〔改正前〕	5, 430人												
	〔改正後〕	5, 469人												

10	職員の懲戒に関する条例一部改正の件	<p>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の改正等に伴い、児童生徒性暴力等として位置づけられた行為についての懲戒処分の基準を定める等の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>
11	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <p>・小 学 校 〔改正前〕 18, 138人 〔改正後〕 18, 008人</p> <p>・中 学 校 〔改正前〕 10, 155人 〔改正後〕 9, 995人</p> <p>・高 等 学 校 〔改正前〕 14人 〔改正後〕 13人</p> <p>施行日：令和6年4月1日</p>
12	大阪府文化財保護条例一部改正の件	<p>文化財保護法の改正により、地方公共団体による文化財の登録制度及び地方公共団体が登録した登録文化財について、文部科学大臣への登録の提案等が新設されたことに伴い、府における登録文化財の対象を追加するとともに、現行の府文化財登録制度を、法に基づく登録制度として位置付ける等の改正を行う。</p> <p>施行日：令和6年4月1日</p>
13	職員の管理職手当の特例に関する条例廃止の件	<p>職員の管理職手当の時限的減額を廃止するため、本条例を廃止する。</p> <p>施行日：令和6年4月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府GIGAスクール構想加速化基金条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、府又は府内の市町村が実施する府立学校及び市町村立学校のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校大学及び高等専門学校を除く。）における児童及び生徒が学習のために使用する電子計算機（入出力装置を含む。）の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、大阪府GIGAスクール構想加速化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならぬ。

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の管理に要する経費に充てる場合のほか、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。

大阪府条例第 号

地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例の一部改正)

第一条 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例(令和二年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事及び府の職員(以下「知事等」という。)の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事及び府の職員(以下「知事等」という。)の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第二条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例(令和二年大阪府条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「<u>第二百四十三条の二</u>」とあるのは、「<u>第二百四十三条の二の八</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「<u>第二百四十三条の二</u>」とあるのは、「<u>第二百四十三条の二の二</u>」とする。</p>

(大阪府監査委員条例の一部改正)

第三条 大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査、検査及び審査) 第六条 (略)</p> <p>2 監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第二百四十二条第一項の規定による監査の請求又は法第九十八条第二項、第一百九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十三条の二の八第三項若しくは地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から七日以内に監査に着手するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(監査、検査及び審査) 第六条 (略)</p> <p>2 監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第二百四十二条第一項の規定による監査の請求又は法第九十八条第二項、第一百九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十三条の二の二第三項若しくは地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から七日以内に監査に着手するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 50 (略)</p> <p>51 (国立大学法人等の職員となつた者の特例) 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五百十号）第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>52 63 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 50 (略)</p> <p>51 (国立大学法人等の職員となつた者の特例) 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五百十号）第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>52 63 (略)</p>

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「職員以外の</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「職員以外の</p>

地方公務員等一という。)が任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に規定する職員)については、府の教育委員会とする。附則第三十三項において同じ。)が定める事由により、引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、次に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

一七 (略)
6-10 (略)

(人事委員会の調査審議等)

第十八条 (略)
2-6 (略)

7 豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。

附 則

1-32 (略)
(退職手当の特例)

33 附則第二十七項に規定する職員その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。

地方公務員等一という。)が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、次に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

一七 (略)
6-10 (略)

(人事委員会の調査審議等)

第十八条 (略)
2-6 (略)

7 豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。

附 則

1-32 (略)
(退職手当の特例)

33 附則第二十七項に規定する職員その他任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。)が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額を

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第七条第五項の規定は、令和七年四月一日以後に同項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員（同条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合の勤続期間の計算について適用し、同日前に職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となった場合の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に
 関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を
 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
 示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 在宅勤務等手当</p> <p>九一二三 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員 の区分に応じて、それぞれ次に定める額(第 十四条の三第一項の規定により在宅勤務等 手当を支給される職員、育児短時間勤務職員 等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短 時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項 の規定による承認を受けて一週間の勤務時間 の一部について勤務しない職員(一月当たり の通勤回数を考慮して人事委員会規則で定め る職員に限る。)にあつては、その額から、そ の額に人事委員会規則で定める割合を乗じて 得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を 乗じて得た額</p> <p>イ一ワ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3一6 (略)</p> <p>第十四条の二 (略)</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第十四条の三 住居その他これに類するものとし て人事委員会規則で定める場所において、正規 の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他 人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部 を勤務することを、人事委員会規則で定める期 間以上の期間について一箇月当たり平均十日を 超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を 支給する。</p> <p>2 在宅勤務等手当の月額を、三千円とする。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手 当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則 で定める。</p> <p>附 則</p>	<p>(手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八一二二 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員 の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育 児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤 務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十 六条の三第一項の規定による承認を受けて一 週間の勤務時間の一部について勤務しない職 員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して 人事委員会規則で定める職員にあつては、そ の額から、その額に人事委員会規則で定める 割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象 期間の月数を乗じて得た額</p> <p>イ一ワ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3一6 (略)</p> <p>第十四条の二 (略)</p> <p>附 則</p>

1 — 31 (略)	(特定の職員の給料月額に関する特例)	1 — 31 (略)
32	行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が八級である理事(知事が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、同表に定める額から五千円を減じた額とする。	
33	医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が五級である理事の給料月額は、当分の間、同表に定める額から五千円を減じた額とする。	
34 — 40 (略)		32 — 38 (略)

別表第一を次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の 区分	職務の 号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円	8 級 給料月額 円
	1	162,600	240,600	287,100	346,000	385,300	440,900	511,300	569,700
	2	163,700	242,500	288,900	348,300	387,800	443,200		
	3	164,900	244,100	290,600	350,500	390,500	445,300		
	4	166,000	245,600	292,500	352,900	393,000	447,500		
	5	167,100	246,900	294,400	355,200	395,600	449,100		
	6	168,200	248,200	296,400	357,500	398,300	450,900		
	7	169,300	249,500	298,400	359,600	401,100	452,800		
	8	170,400	251,000	300,500	361,900	403,800	454,800		
	9	171,500	252,100	302,500	364,100	406,200	456,700		
	10	172,900	253,200	304,600	366,300	408,600	458,400		
	11	174,200	254,700	306,600	368,400	410,900	459,900		
	12	175,500	256,000	308,700	370,600	413,200	461,700		
	13	176,600	257,200	310,900	372,700	415,300	463,000		
	14	178,100	258,600	312,900	374,900	417,300	464,500		
	15	179,600	259,800	314,900	377,000	419,200	465,900		
	16	181,100	261,200	316,900	379,200	421,200	467,400		
	17	182,100	262,100	318,800	381,500	423,100	468,700		
	18	183,500	263,700	320,900	383,700	425,000	470,000		
	19	184,800	265,200	323,000	385,800	426,800	471,200		
	20	186,200	266,700	325,100	388,000	428,700	472,200		
	21	187,300	268,200	327,100	390,000	430,500	473,000		
	22	190,000	269,700	329,300	391,700	432,100	473,500		
	23	192,400	271,000	331,300	393,300	433,600	473,900		
	24	194,900	272,600	333,400	395,000	435,200	474,300		
	25	197,400	274,100	335,200	396,700	436,700	474,500		
	26	199,000	275,700	337,300	398,200	438,000	474,900		
	27	200,500	277,100	339,400	399,800	439,300	475,300		
	28	202,000	278,800	341,500	401,400	440,600	475,800		
	29	203,300	280,200	343,300	402,800	441,700	476,400		
	30	204,300	281,900	345,300	404,000	443,000	476,800		
	31	205,300	283,600	347,300	405,100	444,200	477,200		
	32	206,300	285,300	349,300	406,300	445,500	477,600		

33	207,300	287,000	351,200	407,400	446,400	478,100
34	208,300	288,800	353,100	408,600	447,200	478,400
35	209,900	290,500	354,900	409,800	447,800	478,800
36	211,500	292,300	356,800	411,000	448,300	479,200
37	212,500	293,700	358,500	411,900	448,700	479,500
38	214,000	295,400	360,000	412,600	449,200	479,900
39	215,500	297,100	361,500	413,300	449,500	480,300
40	216,800	298,800	363,000	414,000	449,900	480,700
41	219,900	300,500	364,300	414,700	450,200	481,000
42	221,600	302,200	365,400	415,400	450,500	481,300
43	223,500	303,800	366,500	416,000	450,800	481,600
44	225,200	305,500	367,600	416,400	451,100	481,800
45	226,400	307,200	368,500	416,800	451,300	482,000
46	227,900	308,900	369,600	417,100	451,500	
47	229,700	310,600	370,700	417,300	451,700	
48	231,500	312,300	371,800	417,500	451,900	
49	232,500	313,500	372,600	417,700	452,100	
50	234,300	315,100	373,300	417,900	452,300	
51	235,900	316,700	373,900	418,100	452,500	
52	237,500	318,300	374,600	418,300	452,700	
53	238,800	319,900	374,900	418,500	452,900	
54	240,100	321,500	375,600	418,700	453,100	
55	241,400	323,100	376,300	418,900	453,300	
56	243,000	324,600	377,000	419,100	453,500	
57	243,900	326,000	377,300	419,300	453,700	
58	245,100	327,200	378,000	419,500		
59	246,400	328,400	378,700	419,700		
60	247,600	329,400	379,400	419,900		
61	248,500	330,100	380,000	420,100		
62	249,500	331,000	380,700	420,300		
63	250,300	331,900	381,400	420,500		
64	251,400	332,700	382,100	420,700		
65	252,100	333,300	382,300	420,900		
66	253,200	334,000	382,700	421,100		
67	254,300	334,800	383,000	421,300		
68	255,500	335,600	383,300	421,500		

69	256,200	336,300	383,600	421,700
70	257,400	337,000	383,900	421,900
71	258,400	337,700	384,200	422,100
72	259,700	338,400	384,500	422,300
73	260,500	338,700	384,900	422,500
74	261,600	339,300	385,200	
75	262,700	339,900	385,600	
76	263,900	340,500	386,000	
77	264,700	340,800	386,200	
78	265,900	341,300	386,400	
79	267,200	341,800	386,600	
80	268,500	342,300	386,800	
81	269,600	342,700	387,000	
82	270,800	343,200	387,200	
83	272,000	343,600	387,400	
84	273,100	344,100	387,600	
85	274,000	344,300	387,800	
86	275,200	344,800	388,000	
87	276,400	345,200	388,200	
88	277,600	345,700	388,400	
89	278,600	346,000	388,600	
90	279,700	346,500		
91	280,800	347,000		
92	281,900	347,500		
93	282,900	347,700		
94	283,900	347,900		
95	284,900	348,400		
96	285,800	348,900		
97	286,600	349,100		
98	287,500	349,500		
99	288,400	349,900		
100	289,300	350,100		
101	290,200	350,300		
102	291,000	350,500		
103	291,800	350,700		
104	292,600	350,900		

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

105	293, 200	351, 200
106	293, 700	351, 400
107	294, 200	351, 600
108	294, 500	351, 800
109	294, 700	352, 000
110	295, 000	352, 200
111	295, 300	352, 400
112	295, 500	352, 600
113	295, 700	352, 800
114	296, 100	
115	296, 500	
116	296, 900	
117	297, 100	
118	297, 400	
119	297, 700	
120	298, 000	
121	298, 300	
122	298, 700	
123	299, 100	
124	299, 300	
125	299, 500	
126	299, 900	
127	300, 100	
128	300, 300	
129	300, 500	
130	300, 700	
131	300, 900	
132	301, 100	
133	301, 300	
134	301, 500	
135	301, 700	
136	301, 900	
137	302, 100	
138	302, 300	
139	302, 500	
140	302, 700	

141	302,900	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
142	303,100						
143	303,300						
144	303,500						
145	303,700						
146	303,900						
147	304,100						
148	304,300						
149	304,500						
150	304,700						
151	304,900						
152	305,100						
153	305,300						
154	305,500						
155	305,700						
156	305,900						
157	306,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	216,300	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
		245,400	269,100	295,800	365,000	381,700	398,500
							451,700

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（附則第3項に規定する職員を除く。）に適用する。
- 2 職務の級が8級である職員のうち、本庁の部長その他の人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>別表第3 医療職給料表（第3条関係）</p> <p>イ 医療職給料表（一）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額に、この表の額に5,000円を加算した額とする。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p>		<p>別表第3 医療職給料表（第3条関係）</p> <p>イ 医療職給料表（一）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>(略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p>																	
<p>別表第七 等級別基準職務表（第四条関係）</p> <p>一 行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>2 1 (略) 3 委員会等の事務局長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td>1・2 (略) 3 困難な事務を所掌する委員会等の事務局長の職務 4 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>二 一八 (略)</p>		職務の級	基準となる職務	(略)	(略)	7 級	2 1 (略) 3 委員会等の事務局長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）	8 級	1・2 (略) 3 困難な事務を所掌する委員会等の事務局長の職務 4 (略)	<p>別表第七 等級別基準職務表（第四条関係）</p> <p>一 行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td>2 3 (略) 1・2 (略) 3 委員会等の事務局長の職務 4 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>二 一八 (略)</p>		職務の級	基準となる職務	(略)	(略)	7 級	1 (略)	8 級	2 3 (略) 1・2 (略) 3 委員会等の事務局長の職務 4 (略)
職務の級	基準となる職務																		
(略)	(略)																		
7 級	2 1 (略) 3 委員会等の事務局長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）																		
8 級	1・2 (略) 3 困難な事務を所掌する委員会等の事務局長の職務 4 (略)																		
職務の級	基準となる職務																		
(略)	(略)																		
7 級	1 (略)																		
8 級	2 3 (略) 1・2 (略) 3 委員会等の事務局長の職務 4 (略)																		

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第十条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、正規の勤務時間(任命権者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</p> <p>第十一条―第十八条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年大阪府条例第百四十七号)第二条第二項に規定する年齢に達する日後の最初の四月一日以後であつて任命権者が定める日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十条―第二十三条 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十四条 第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第十条―第十七条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、職員の高齢者部分休業に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第二条に規定する定年から五年を減じた年齢に達する日後の最初の四月一日以後であつて任命権者が定める日から当該職員に係る定年退職日(同条例第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十九条―第二十一条 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十三条 第五条、第七条、第九条及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第一の行政職給料表の職務の級三級の適用を受けていた職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定の職員の昇給の号給数の調整)

4 令和七年一月一日以後の昇給において第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第五条第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員の令和七年一月一日以後における同条第五項の規定により決定する昇給の号給数については、同条第九項又は第十項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例(第二条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例) 第九条 (略) 2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条、第七条及び第十七条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例) 第九条 (略) 2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条、第七条及び第十六条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p>

附則別表 行政職給料表の3級の適用を受けていた職員の号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24

37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63

76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の
 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大
 阪府条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
 示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>非常勤職員の報酬、費用弁償、期 末手当及び勤勉手当に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二の規定に基づき、別に条例の定めがあるものを除くほか、府の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号職員」という。)に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号職員(規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までを開始される第一号職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間(任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれかの期間を合算する。)が六箇月以上である職員(勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。)に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第一号職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の額(規則で定める額を除く。)及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。</p> <p>第六条 期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、前条第一項の規定による期末手当の支給について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一</p>	<p style="text-align: center;"><u>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二の規定に基づき、別に条例の定めがあるものを除くほか、府の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第五条適用職員」という。)に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する第五条適用職員(規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までを開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間(任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれかの期間を合算する。)が六箇月以上である職員(勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。)に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第五条適用職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第五条適用職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の額(規則で定める額を除く。)及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。</p> <p>第六条 期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、第五条適用職員について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一項各号及び第五項中「在職</p>

項各号及び第五項中「在職期間」とあるのは「規則で定める在職期間」と、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第七條 第一号職員に係る勤勉手当は、期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号職員(規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までに開始される第一号職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間(任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。)が六箇月以上である職員(勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。)に対して、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績に心じて、それぞれ期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が第一号職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当条例第五条第二項第一号イに掲げる職員に適用される割合(同号イに規定する特定管理職員に適用される割合を除く。)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第一号職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の額(規則で定める額を除く。)及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。

第八條 期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、前条第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一項各号及び第五項中「在職期間」とあるのは「規則で定める在職期間」と、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第九條 (略)

附 則

期間」とあるのは「規則で定める在職期間」と、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第七條 (略)

附 則

1・2 (略)
(報酬の特例)

3 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係るワクチンの接種に関する業務又は新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十一条の四第一項に規定する臨時の医療施設の管理及び運営に関する業務に従事する医師その他の医療従事者の報酬の額は、第二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、三万円を超えない範囲内において、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。

1・2 (略)
(報酬の特例)

3 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係るワクチンの接種に関する業務又は新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設の管理及び運営に関する業務に従事する医師その他の医療従事者の報酬の額は、第二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、三万円を超えない範囲内において、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員(府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。)のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員(以下「第二号職員」という。))を除く。)には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第三十八号)第五条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。</p> <p>3 期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員(府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。)のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第三十八号)第五条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。</p> <p>3 期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当</p>

<p>該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（第二号職員を除く。）には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p>
<p>4 「第一号職員に対する前項の規定の適用については、同項中「期末勤労手当条例第五条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第七条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。</p>

<p>該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- （大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例の一部改正）
- 2 大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和三年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（会議の運営） 第六条（略） 2―4（略） 5（略） 一（略） 二 特別顧問及び特別参与（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であつて、副首都化、府が大阪市と共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下この号において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものをいう。） 三・四（略）</p>	<p>（会議の運営） 第六条（略） 2―4（略） 5（略） 一（略） 二 特別顧問及び特別参与（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であつて、副首都化、府が大阪市と共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下この号において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものをいう。） 三・四（略）</p>

- （大阪都市計画局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の額の特例に関する条例の一部改正）
- 3 大阪都市計画局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の額の特例に関する条例（令和三年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

大阪府組織条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)第二項第十三号に規定する大阪都市計画局の職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十三において準用する同法第二百五十二条の九第三項の選任(以下「選任」という。)をされる職員であつて、選任をされる日の前日において職員の給与に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十九号)又は一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年大阪府条例第二十五号)(以下「市給与条例等」という。)の規定の適用を受けていた職員である者及び選任をされる日に大阪市の職員として採用された者に限る。)の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)その他府の職員に適用する給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、市給与条例等その他大阪市の職員に適用される給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算出する。

大阪府組織条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)第二項第十三号に規定する大阪都市計画局の職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十三において準用する同法第二百五十二条の九第三項の選任(以下「選任」という。)をされる職員であつて、選任をされる日の前日において職員の給与に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十九号)又は一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年大阪府条例第二十五号)(以下「市給与条例等」という。)の規定の適用を受けていた職員である者及び選任をされる日に大阪市の職員として採用された者に限る。)の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)その他府の職員に適用する給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、市給与条例等その他大阪市の職員に適用される給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算出する。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

4 職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二條第五項に規定する報酬の額を除く。)の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(減給の効果) 第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二條第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(大阪府情報公開条例の一部改正)

5 大阪府情報公開条例(平成十一年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表)</p> <p>第三十四条の二 実施機関は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第三項に規定する者であつて、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例(令和三年大阪府条例第一号)第六条第五項第二号に規定する特別施策及び府が堺市と共同して取り組む施策(以下これをこの項において「特別施策等」という。)に関し必要な事項又は特別施策等のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表(当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。)に努めなければならない。</p>	<p>(特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表)</p> <p>第三十四条の二 実施機関は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第三項に規定する者であつて、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例(令和三年大阪府条例第一号)第六条第五項第二号に規定する特別施策及び府が堺市と共同して取り組む施策(以下これをこの項において「特別施策等」という。)に関し必要な事項又は特別施策等のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表(当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。)に努めなければならない。</p>

(大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

6 大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号若しくは第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号若しくは第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

大阪府条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第十七条 任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第六学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第十七条 任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和七年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号。以下「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(副知事の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第二条 副知事の給料の月額は、特例期間において、条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る副知事の期末手当の額は、その基準日に係る同項に定める期末手当の額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(知事の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(副知事の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第二条 副知事の給料の月額は、特例期間において、条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る副知事の期末手当の額は、その基準日に係る同項に定める期末手当の額からその百分の十五に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(監査委員の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第三条 大阪府監査委員の給料の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)第八条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。</p> <p>2 大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(人事委員会の委員の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第四条 大阪府人事委員会の委員の給料の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例(昭和二十六年大阪府条例第二十三号)第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。</p>

2] 大阪府人事委員会の委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料及び期末手当の特例)

第五条 大阪府教育委員会の教育長の給料の額は、特例期間において、大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和二十三年大阪府条例第百二十五号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

2] 大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第一条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(管理職の任用)</p> <p>第八条 任命権者は、大阪府組織条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募(職員からの募集を含む。)により任用するものとする。ただし、公募するいとまがない場合又は公募によらないことが適当であると任命権者が認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により職員である者を任用する場合は、当該職員の年齢、当該職の任期、従事させる職に必要とされる専門的な知識経験の性質その他の事情を考慮して、任期付職員とすることができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(相対評価)</p> <p>2 第十五条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">分布の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特区分</td> <td style="text-align: center;">百分の五</td> </tr> <tr> <td>一区分</td> <td style="text-align: center;">百分の十</td> </tr> <tr> <td>二区分</td> <td style="text-align: center;">百分の二十</td> </tr> <tr> <td>三区分</td> <td style="text-align: center;">百分の六十</td> </tr> <tr> <td>四区分</td> <td style="text-align: center;">百分の四</td> </tr> <tr> <td>五区分</td> <td style="text-align: center;">百分の一</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出資法人等への再就職の禁止)</p> <p>第三十二条 管理職の職員若しくは職員であった者又は別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者(以下この条において「管理職職員等」という。)は、退職後十年間、次に掲げる法人に就職することができない。ただし、年齢が七十年を超える管理職職員等については、この限りでない。</p> <p>1-4 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 管理職職員等(退職後十年を経過し、又は年齢が七十年を超える者を除く。)は、第一項第一号から第三号までに掲げる法人への就職に当たっては、規則で定める場合を除き、人材バンク制度(営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体(国、国際機関及び他の地方公共団体を含む。))からの職員に対する求人に係る情</p>	区分	分布の割合	特区分	百分の五	一区分	百分の十	二区分	百分の二十	三区分	百分の六十	四区分	百分の四	五区分	百分の一	<p>(管理職の任用)</p> <p>第八条 任命権者は、大阪府組織条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募(職員からの募集を含む。)により任用するものとする。ただし、公募するいとまがない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3-4 (略)</p> <p>(相対評価)</p> <p>2 第十五条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">分布の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一区分</td> <td style="text-align: center;">百分の五</td> </tr> <tr> <td>第二区分</td> <td style="text-align: center;">百分の二十</td> </tr> <tr> <td>第三区分</td> <td style="text-align: center;">百分の六十</td> </tr> <tr> <td>第四区分</td> <td style="text-align: center;">百分の十</td> </tr> <tr> <td>第五区分</td> <td style="text-align: center;">百分の五</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出資法人等への再就職の禁止)</p> <p>第三十二条 管理職の職員若しくは職員であった者又は別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者(以下この条において「管理職職員等」という。)は、退職後、次に掲げる法人に就職することができない。</p> <p>1-4 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 管理職職員等は、第一項第一号から第三号までに掲げる法人への就職に当たっては、人材バンク制度(営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体(国、国際機関及び他の地方公共団体を含む。))からの職員に対する求人に係る情</p>	区分	分布の割合	第一区分	百分の五	第二区分	百分の二十	第三区分	百分の六十	第四区分	百分の十	第五区分	百分の五
区分	分布の割合																										
特区分	百分の五																										
一区分	百分の十																										
二区分	百分の二十																										
三区分	百分の六十																										
四区分	百分の四																										
五区分	百分の一																										
区分	分布の割合																										
第一区分	百分の五																										
第二区分	百分の二十																										
第三区分	百分の六十																										
第四区分	百分の十																										
第五区分	百分の五																										

の他の団体（国、国際機関及び他の地方公共団体を含む。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。

報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。

（職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第二条 職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（任命権者への届出）</p> <p>第四条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は第六条に定める勤続期間が二十年以上である職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一一十 （略）</p>	<p>（任命権者への届出）</p> <p>第四条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は第六条に定める勤続期間が二十年以上である職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一一十 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（相対評価の検討）

2 任命権者は、この条例の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の大阪府職員基本条例第十五条の相対評価について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十二條（略） 一（略） 二 高等学校 九、三三六入 三 特別支援学校 五、四六九入	第二十二條（略） 一（略） 二 高等学校 九、三五五人 三 特別支援学校 五、四三〇入

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
別表第二（第三条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立都島工業高等学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立泉尾工業高等学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立茨木工科高等学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> 備考（略）	名 称	位 置	（略）	（略）	大阪府立都島工業高等学校	（略）	大阪府立泉尾工業高等学校	（略）	（略）	（略）	大阪府立茨木工科高等学校	（略）	（略）	（略）	別表第二（第三条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立都島工業高等学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立西野田工科高等学校</td> <td>大阪市福島区大開二丁目</td> </tr> <tr> <td>大阪府立泉尾工業高等学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立生野工業高等学校</td> <td>大阪市生野区生野東二丁目</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立茨木工科高等学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府立城東工科高等学校</td> <td>東大阪市西鴻池町二丁目</td> </tr> <tr> <td>大阪府立布施工科高等学校</td> <td>東大阪市宝持三丁目</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> 備考（略）	名 称	位 置	（略）	（略）	大阪府立都島工業高等学校	（略）	大阪府立西野田工科高等学校	大阪市福島区大開二丁目	大阪府立泉尾工業高等学校	（略）	大阪府立生野工業高等学校	大阪市生野区生野東二丁目	（略）	（略）	大阪府立茨木工科高等学校	（略）	大阪府立城東工科高等学校	東大阪市西鴻池町二丁目	大阪府立布施工科高等学校	東大阪市宝持三丁目	（略）	（略）
名 称	位 置																																				
（略）	（略）																																				
大阪府立都島工業高等学校	（略）																																				
大阪府立泉尾工業高等学校	（略）																																				
（略）	（略）																																				
大阪府立茨木工科高等学校	（略）																																				
（略）	（略）																																				
名 称	位 置																																				
（略）	（略）																																				
大阪府立都島工業高等学校	（略）																																				
大阪府立西野田工科高等学校	大阪市福島区大開二丁目																																				
大阪府立泉尾工業高等学校	（略）																																				
大阪府立生野工業高等学校	大阪市生野区生野東二丁目																																				
（略）	（略）																																				
大阪府立茨木工科高等学校	（略）																																				
大阪府立城東工科高等学校	東大阪市西鴻池町二丁目																																				
大阪府立布施工科高等学校	東大阪市宝持三丁目																																				
（略）	（略）																																				

附 則

この条例中第一条の規定は令和六年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	非 違 行 為	標 準 的 な 懲 戒 処 分 の 種 類	項	非 違 行 為	標 準 的 な 懲 戒 処 分 の 種 類
二十七	(略)	(略)	二十七	(略)	(略)
二十八	児童又は生徒に、わいせつ の目的で、威迫、偽計、 利益の供与等の不当な 手段を用いて面会を要 求し、若しくは面会を要 求して面会し、又は性的 姿勢等（わいせつな行為 等をしている若しくは されている間における 人の姿勢、性的な部位 （性器若しくは肛門若 しくはこれらの周辺部 でん部又は胸部をい う。）又は身につけてい る下着のうち現に性的 な部位を直接若しくは 間接に覆っている部分 をいう。以下同じ。）の 画像等を要求すること。	減給、停職 又は免職			
二十九	児童又は生徒の性的姿 態等を撮影し、又は性的 姿勢等の画像等の提供、 保管、送信、若しくは記 録を行うこと。	停職又は免 職			
三十・ 三十一	(略)	(略)	九 三十八 三十九	(略)	(略)
三十二	児童又は生徒に対し、性 的な言動であつて、性的 羞恥心を害し、又は心身 に有害な影響を与える ものをする事。	(略)	三十一	相手の意に反すること を認識した上で、児童又 は生徒に性的な言動を すること。	(略)
三十三	三十二の項のうち、常習 的に、性的な言動であつ て、性的羞恥心を害し、 又は心身に有害な影響 を与えるものをするこ と。	(略)	三十一	三十の項のうち、常習的 に性的な言動をするこ と。	(略)

三十四	三十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	(略)	(略)
三十五 六・三十一	(略)	(略)	(略)
三十七	三十六の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	(略)	(略)
三十八 六十二	(略)	(略)	(略)
三十九 六十一	六十の項のうち、常習的に賭博をすること。	(略)	(略)
四十 六十二 五	(略)	(略)	(略)
四十一 六十六	六十五の項のうち、常習的に卑わいな行為をすること。	(略)	(略)
四十二 六十七 一	(略)	(略)	(略)
四十三 七十二	交通事故(六十八の項から七十一の項までに係るものを除く。)により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	(略)	(略)
四十四 七十三	七十二の項のうち、講ずべき措置を怠ること。	(略)	(略)
四十五 七十四	交通事故(六十八の項から七十一の項までに係るものを除く。)により多数の人に傷害を負わせること。	(略)	(略)
四十六 七十五	七十四の項のうち、講ずべき措置を怠ること。	(略)	(略)
四十七 七十六	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反(六十八の項から七十一の項までに係るものを除く。)をすること。	(略)	(略)
四十八 七十七	七十六の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	(略)	(略)

三十三	三十の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	(略)	(略)
三十四 四・三十一	(略)	(略)	(略)
三十六 三十五	三十四の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	(略)	(略)
三十七 三十八 八	(略)	(略)	(略)
三十八 五十九	五十八の項のうち、常習的に賭博をすること。	(略)	(略)
三十九 六十 六十三	(略)	(略)	(略)
四十 六十四	六十三の項のうち、常習的に卑わいな行為をすること。	(略)	(略)
四十一 六十五 九	(略)	(略)	(略)
四十二 七十	交通事故(六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。)により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	(略)	(略)
四十三 七十一	七十の項のうち、講ずべき措置を怠ること。	(略)	(略)
四十四 七十二	交通事故(六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。)により多数の人に傷害を負わせること。	(略)	(略)
四十五 七十三	七十二の項のうち、講ずべき措置を怠ること。	(略)	(略)
四十六 七十四	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反(六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。)をすること。	(略)	(略)
四十七 七十五	七十四の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一八、〇〇八人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 九、九九五人</p> <p>三 高等学校 十三人</p>	<p>(府費負担教職員の定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一八、一三八人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、一五五人</p> <p>三 高等学校 一四人</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大阪府文化財保護条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護条例（昭和四十四年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項及び第三項の規定に基づき、法の規定による指定又は登録を受けた文化財以外の文化財で府の区域内に存するもののうち重要なもの並びにその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、その保存及び活用に関し必要な措置を講じ、もつて府民の文化的向上に資することを目的とする。</p> <p>(登録)</p> <p>第五十七条 委員会は、府の区域内に存する文化財（法第二十七条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第百九条第一項並びに第七條第一項、第三十二条第二項、第三十八条第一項及び第四十六条第一項の規定により指定されたもの並びに法第百八十二条第二項の規定により市町村が指定したもの並びに法第五十七条第一項、第七十六條の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項及び第百三十二条第一項の規定により登録されたもの（以下「登録対象外文化財」という。）を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを大阪府登録文化財（以下「府登録文化財」という。）として登録することができる。</p> <p>2 前項の規定による登録については、第七條第二項から第五項まで及び第三十二条第二項から第六項までの規定を準用する。</p> <p>(解除)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2 府登録文化財が登録対象外文化財となつたときは、当該府登録文化財の登録は、解除されたものとする。</p> <p>3 第一項の規定による登録の解除については第八條第二項並びに第三十三條第二項から第四項まで及び第七項の規定を、前項の場合には第八條第四項及び第三十三條第六項の規定を</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で府の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用に関し必要な措置を講じ、もつて府民の文化的向上に資することを目的とする。</p> <p>(登録)</p> <p>第五十七条 委員会は、府の区域内に存する文化財（法第二十七条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第百九条第一項並びに第七條第一項、第三十二条第二項、第三十八条第一項及び第四十六条第一項の規定により指定されたものを除く。）のうち、次に掲げる文化財で価値の高いものを大阪府登録文化財（以下「府登録文化財」という。）として登録し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。</p> <p>一 有形文化財又は有形の民俗文化財のうち、建造物その他これに類するもの</p> <p>二 記念物のうち、遺跡、名勝地、動物の生息地、植物の自生地その他これらに類するもの</p> <p>2 前項の規定による登録については、第七條第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(解除)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2 府登録文化財について、法第二十七条第一項、第七十八条第一項若しくは第百九条第一項又は第七條第一項、第三十八条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による指定があつたときは、当該府登録文化財の登録は、解除されたものとする。</p> <p>3 第一項の規定による登録の解除については第八條第二項の規定を、前項の場合には同條第四項の規定を準用する。</p>

準用する。

(公開)

~~第六十条 府登録文化財の所有者、保持者又は保持団体は、府登録文化財の公開に努めなければならない。~~

(準用規定)

~~第六十一条 第九条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第三十条、第三十一条第二項、第三十四条、第三十六条、第四十三条及び第五十四条の規定は、府登録文化財について準用する。~~

(公開)

第六十条 府登録文化財の所有者は、府登録文化財の公開に努めなければならない。

(準用規定)

第六十一条 第九条から第十一条まで、第十五条、第三十条及び第三十一条第二項の規定は、府登録文化財について準用する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止する条例
職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。